

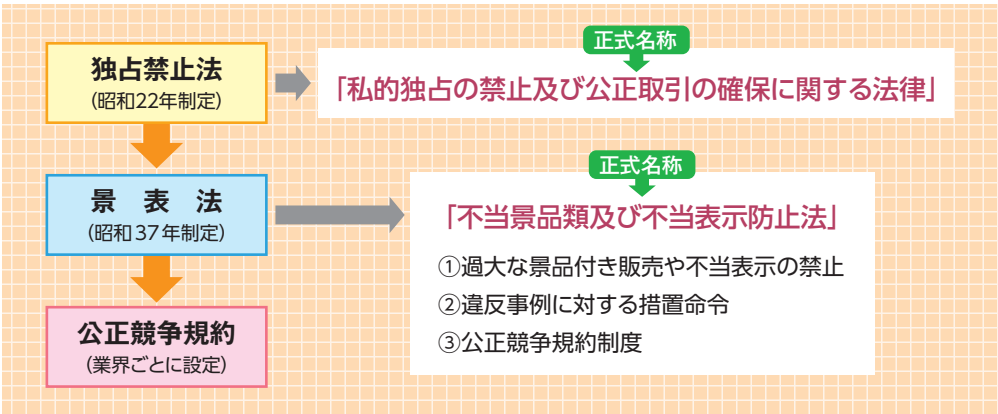
# 食肉公正競争規約と 食肉公正取引協議会

32

食肉公正競争規約と食肉公正取引協議会

## ▶ [1] 景表法

正式名称は「不当景品類及び不当表示防止法」といい、不当な表示や過大な景品類の提供による誘引を防止し、一般消費者の自至的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を禁止することにより、一般消費者の利益を保護することを目的としています。



## ▶ [2] 食肉公正競争規約

\*「食肉の表示に関する公正競争規約(食肉公正競争規約)」は、景表法の規定を受けて食肉販売業者や事業者団体が景品や表示に関する事項について自主的に設定する業界のルールです。まず東京都において施行認定され、その後、各県別に規約が施行認定された経過をへて平成7年10月に、全国統一規約として一本化されたものです。

\*表示に係る法律を踏まえ、法律では定められていない食肉商品の具体的な表示内容や表示方法などについて、食肉販売業者や事業者団体が自主規制を行うための基準などを決めたものです。

\*「食肉公正競争規約」は全国食肉公正取引協議会が食肉業界の意見を集約し、消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けて制定することができます。

## ▶ [3] 公正取引協議会

\*全国には食肉のほか、各種食料品、医薬品、自動車、不動産、銀行など100以上の公正競争規約に基づく公正取引協議会が設立され、各業界が自らの力で適正な表示に努めています。

\*全国食肉公正取引協議会・都道府県食肉公正取引協議会

食肉業界においては、食肉公正競争規約の実施機関として都道府県ごとに食肉公正取引協議会が設置され、これが全国食肉公正取引協議会を形成しています。

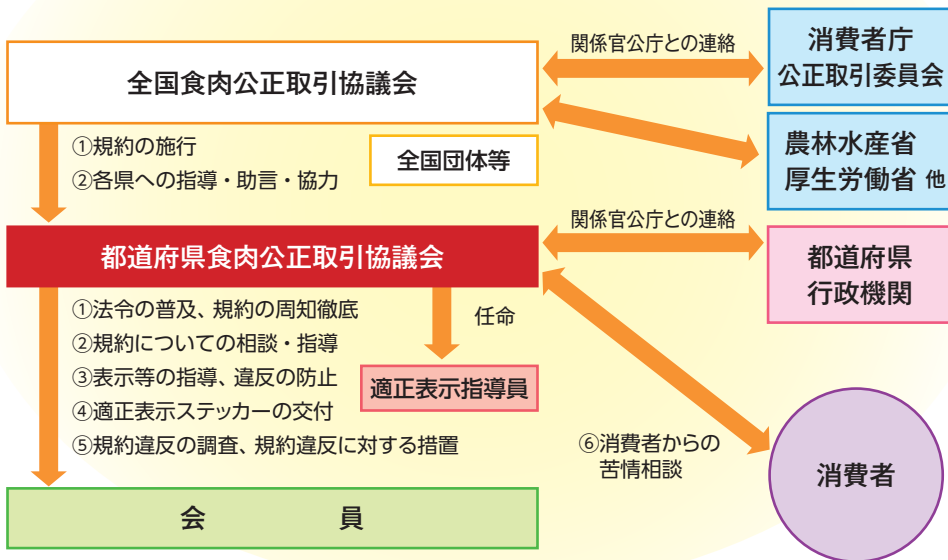
## ○都道府県食肉公正取引協議会

### ①適正販売指導員の任命など

\*各都道府県の会長が指導員を任命し、地域の店舗を巡回指導します。

\*指導員は原則任期2年とし、講習会を定期的に行います。

### ②下記図にあるような、食肉公正競争規約の普及、表示の指導・相談、表示違反があった場合の調査やその対応などの業務を行います。



## ▶ [4] 食肉公正取引協議会の会員

全国食肉公正取引協議会は、都道府県食肉公正取引協議会と全国団体及び法人（小売・卸売の全国団体等）で構成されています。

都道府県公正取引協議会会員	
①食肉専門小売店 ②食肉販売業者(食肉卸・加工業者等) ③食品スーパー、量販店 ④生協、農協	
全国団体会員	
①生産者団体	全農ミートフーズ、全畜連、全開連、全酪連、食鳥協会
②流通・卸・加工団体	食肉市場卸売協会、畜産副産物協会、ハム・ソーセージ協同組合、日本食肉流通センター、日本食肉流通センター卸売組合、成鶏処理流通協会、輸出入協会、全肉業連
③小売団体	全肉連、全生連、全食鳥肉連、チェーンストア協会、全国スーパーマーケット協会

(巻末の都道府県食肉公正取引協議会、団体連絡先一覧表を参照のこと)